松平定安

の三男

松平

直

亮伯

爵 所蔵

の後

藤家

0

・て述べ 刀装具

處揃倶利伽羅龍三處揃各十三代」につい

羊次郎

は自身の著作

物御小道具帳 翻刻 部 分

島根大学企画部図書情報課 島根大学法文学部 小 佐 林 藤 准 陽 子 \pm

照寺 に関連し、 本号掲載の「桑原文庫に見る桑原羊次郎の刀装具研究」 (島根県松江市) 蔵「 松江藩主松平家初代から九代の廟墓がある月 御腰物御小道具帳」の表紙か

揃

記されており、

松江藩主家所蔵の刀装具は

「御腰物御小道

具帳

羅

龍

処

ら九丁表までを翻刻した。

義である。

見した旨の書入れがある。「松平」は徳川幕府の親藩や は、 では明 言及されているのがどの松平家を指すのか当該資料のみ 徳川氏と縁戚の家々等で用いられる名字であり、ここで 伽羅龍三処揃 一八九八 松平家が所持していた後藤一門の刀装具「金紋倶利 瞭ではない 大学附属図書館蔵桑原文庫 (明治三一)年に桑原羊次郎 裏哺金」と「金紋這龍三処揃 ため、 『日本装剣金工史』で旧松江藩主 周辺情報から推察したい。 0 『金工鑑定秘訣』 (前稿参照) 裏哺金」を、 が実

> 実見できる人脈 ことがうかがえるほか、 るが、 その書きぶりから羊次郎が該当作を実見した を持っていたことが分かる。 羊次郎が松平直亮家の刀装具を

龍御三所物」 と思われる 裏哺金」と「金紋這龍 「金紋倶利伽羅龍御三所物」および の記載がある。 二丁から九丁表に 三処揃 なお、 「金紋倶利伽 三処揃と三所物は 裏哺金」に相当する 「金紋這 同

に一八八三 た実見は一八九八 ると想定できる。 時代に旧松江藩主家で所持していた刀装具が記されてい されることになったものは但し書きがある。 一八八三(明治一六) は年が記されている場合もあり、 同 五年の差があることに留意したい。 帳記載品のうち、 (明治一六) 羊次郎が『金工鑑定秘訣』に書入れ (明治三一) 年に行われており、 年が最も新しいため、 親族に譲 年ごろの資料として実見までに った品 当該箇 や刀剣 所 この前後の については 但し書きに 0 拵 に使用

処揃および這龍三処揃の金工師名と、 さて、 『金工鑑定秘訣』 書入れに見える倶 御腰物御 刹 伽 苏 道具 龍三

一致する。 帳」所載品で前述の但し書きがない名を比較するとほぼ

が想像される。 られているものとは異なる品ではとの疑義が生じたこと とあるため、 み残っていることが分かる。 所物のうち、目貫と小柄(小刀柄と同義)はなく、 り、そこには朱字で、「此分御笄斗リ有之歟重而吟味ノ事」 柄斗リ則景御脇指ニ掛リ御笄ハ此所江入置」とあり、 (一八四四) 年の書入れで「此三所物之内御目貫御 てである。 曖昧な点が残るのは、 「御腰物御小道具帳」八丁表には、 笄がどこかの時点で紛失したか、本来収め 廉乗作の金紋倶利伽羅 しかし、同頁には貼紙もあ 天保一五 龍につい 笄の 小刀

の当主松平直亮家のことと十分推測できる。工鑑定秘訣』の書入れに記された松平家は旧松江藩主家工鑑定秘訣』の書入れに記された松平家は旧松江藩主家

した。

[凡例]

は、松江市教育委員会編『乙部家等古文書史料調査目を部分的に翻刻したものである。月照寺所蔵文書の目録一、本稿は、月照寺所蔵文書四二「『御腰物御小道具帳』」

含む旧藩主関係の文書は松平直亮が寄進したと伝わって載されている。同書によると、「御腰物御小道具帳」を録』(松江市文書調査報告書第一集、二〇一〇年)に掲

体に改めた。 一、史料の翻刻にあたっては、原則として旧字体を新字 いる。

メについてはそのままとした。 一、異体字・俗字・略字・合字のうち、ゟ、 并 、斗、 - 、 異体字・俗字・略字・合字のうち、ゟ、 ガ

よる傍線も付されている場合は、「朱字 傍線あり」と一、朱字による書入れは、朱字と右側に付した。朱字に、抹消されている箇所は、見せ落消ちと右側に付した。一、変体仮名は現行の字体に改めたが、助詞等に用いら一、変体仮名は現行の字体に改めたが、助詞等に用いら

一、原文の改行は、必要と認めた場合以外は追い込みとされる「魚々子」で代用する。す。該当の漢字が表示されないため、便宜上、現在使用す。該当の漢字が表示されないため、便宜上、現在使用てナナコと読み、刀装具によく用いられる彫金技法を示一、原文で魚編に内の漢字がある。これは下に子を付し

した。読者の便をはかるため、本文に改行や並列(・)一、原文の改行は、必要と認めた場合以外は追い込みと

成果の一部である。

に関するプロジェクト」(代表・野本瑠美)

による研究

ジェクト「山陰地域の文学・歴史関係資料の研究と活用

なお、当翻刻は、二〇一九年度法文学部山陰研究プロ

の場を借りて御礼申し上げる。

本史料の翻刻についてご許可いただいた月照寺様にこ

を加えた箇所もある。

一、頁の変わり目に、丁数と表裏を「一丁オ」のように一、本文の文字サイズは同一とした。

一、適宜、米印(※)を付して注記した。

小字で右側に付した。

〔翻刻〕

御腰物御小道具帳

○印御仕立御寄訳御譲被進等ニ相成此内ニ無之分 學與御納戸

一 朱塗静海波沈金彫内黒塗御三所物箱

指蓋并後之刀七宝透し

○ 拳

蓋裏金粉銘 銘後藤四郎兵衛光孝書

が担当し、

元となる翻刻は佐藤陽子(島根大学企画部図書情報課)

小林准士 (島根大学法文学部)

が監修した。

(謝辞

(付記)

袋雲龍紋錦恵花色海気緒つかり藍天鵞絨塗温故張寛武永作

御引出シ拾三銘々蓋附

黒天鵞絨張金溜塗四歩一付黒塗落シ蓋有蓋之甲中之処黒塗各金粉銘有蓋裏

外箱椴白木中箱桑金粉銘有銅錠前金物付

!三所物何れ茂表猩々緋裏金摺之切張有之板ニ

付 居

内旱

 Ξ

作光乗 御小刀柄光孝彫附	一 金紋這龍御三所物壱通		地板赤銅魚々子裏哺金		一金紋這龍御三所物壱通			地板赤銅魚々子裏哺金棹下地後		一 金紋這龍御三所物壱通			地板赤銅魚々子裏哺金				一 金紋這龍御三所物壱通	
		代三百貫	光孝極	光孝彫附	作乗真		代二百五拾貫	光孝極	光孝彫附	作宗乗		代千貫	光理極	下地 廉乗	棹程乗	廉乗彫附	作祐乗	
御譲之節より無之	○	夕御茶入ト御替物ニ相成候由酒井公御受証も有之	年号不知四月十四日酒井左衛門尉殿へ治郷公ヨリヒクサ			地板赤銅魚々子裏哺金	一 金紋這龍御三所物壱通	八拾弐番兼光御小サ刀ニ掛			地板赤銅魚々子裏哺金棹下地後		一 金紋這龍御三所物壱通	文政八酉十月無銘十三番則光御小サ刀ニ			地板赤銅魚々子裏哺金	御笄後藤政光彫附棹栄乗下地程乗
	作顕乗	受証も有之 明治	治郷公ヨリヒクサ		代弐百貫	光理極	作栄乗			代二百五拾貫	光孝極	光孝彫附	作徳乗	二御用二相成	代弐捨枚	光孝極	地程乗	

Ξi

<u>→</u> 豊 金紋這龍御三所物壱通 金紋這龍御三所物壱通 金紋這龍御三所物壱通 地 地 御譲之節ゟ無之 板赤銅魚々子裏哺金 板赤銅魚々子裏哺金棹下地後 板赤銅魚々子裏哺 金紋這龍御三所物壱通 代百貫 光孝極 作程 光孝極 作即 光理極 作通乗 作廉乗 光寿与有之 代金六枚 光重与有之 自身彫附 代弐百貫 自身彫附 乗 乗 所物箱 **→**弄 右朱書ニ同シ ※村上印あり 御目貫斗光重御小サ刀ニ掛 ル 参詣之節御指被遊旨被 金銀砂子研出シ小口几帳面共金粉裏朱塗八重組御三 天保十一庚子年五月十七日 金紋這龍御三所物壱通 御 地板赤銅魚々子裏哺金 譲之節ゟ無之 袋金入緞子之類歟裏御納戸海気歟緒つより茶 金紋這龍御三 蓋裏金粉銘 仰出候ニ付御小柄御笄も光重 所物壱通 銘後藤四郎兵衛光孝書 塗古満休白安章作 代百貫 光孝極 作壽 光理与有之 自身彫附 作光孝 乗 掛

御

ア^朱リ 酒井様へ参りナシ 安行御短刀ニ 銘々黒天鵞絨蒲団壱蓐添 御三所物何れ茂表黒天鵞絨裏金摺之切張有之板二附居 外箱椴白木 中 内 箱木地蝋色金粉銘有真鍮錠前附 十二代証文入箱中蓋金粉銘 中六重弐並ひニ而拾弐箱銘々蓋附各朱塗金粉 右同様之中空箱壱ツ 此分内外朱塗蓋金粉銘中箱二入居 金紋倶利伽羅龍御三 掛 地板赤銅魚々子裏哺金 蓋二金粉銘 総金龍三所物二十四疋有之 所物壱 九皐文書 通 代千貫 光理極 作祐 乗真作 棹下地 廉乗彫 乗 銘有 廉 附 乗 ア^拳 ア^拳 ○ 拳 酒井左衛門尉殿江 金紋倶利伽羅龍御三所物壱通 金無垢地水 金紋倶利伽羅龍御三所物壱通 金紋倶利伽羅龍御三所物壱通 地板赤銅魚々子裏哺金棹下地後 金紋倶利伽羅龍御三 地板赤銅魚々子裏哺金 治郷公ヨリヒクサタ御茶入ト御替ニ 外ニ乗真之カウヒ壱アリ 明治十六年十月記之*** 所物壱通 作光乗 光孝極 光理極 作徳乗 作乗真 光孝極 作宗乗 代三百貫 光壽彫附 御小刀柄斗 御小刀柄斗 代金二拾枚 代三百貫 光孝彫附

七

アリット ア特リ ア^朱リ ア^集リ 金紋倶 金紋倶利伽羅龍御三所物壱通 金紋倶利伽羅龍御三所物壱通 金紋倶利伽羅龍御三所物壱通 地 金無垢地水 地板赤銅魚々子裏哺 板赤銅魚々子裏哺 地 し板赤銅魚々子裏哺金 利伽羅龍御 所 物 金 金 通 光孝極 光理極 棹下地 光孝彫 光孝極 光孝極 作栄乗 作 代百五拾貫 作 代弐百貫 作 代弐百五拾貫 自身彫付 代弐百貫 程 即乗 顕乗 乗 付 通乗 ナシ ^{朱字} 傍線あり 天保五午年 七月十 此度御寄訳ニ相等見せ落ち 此御三所物十六番宗光小刀ニ掛居候処此度宗光則景御大業皇帝の 御掛二相成 リ則景御脇指ニ掛リ御笄 小御拵直シニ相成候ニ付此三所物之内御目貫御小刀柄斗 御目貫・御笄※墨字による注記 御小柄 ※墨字による注記 金紋倶利伽羅龍御三所物 此分御笄斗リ有之歟重:※賭り紙に朱字 棹下地金哺地魚々子 一日改之節記置 金紋倶利伽羅龍御三所物 此御三所物入候箱蓋損シ有之 金無垢魚々子 目貫 文久元酉年七番彦兵衛祐定御刀ニ懸ル 成 慶應三夘五月直應様二被進 小 柄 方 即量に懸ル 此所江入置 而 吟 通 味 通 事 天保十五甲辰 光孝 光孝極 作 作廉 光寿与有之 自身彫附 代百五拾貫 通 御大小ニ 乗 乗 極

代弐百貫

アリ 一 金紋倶利伽羅龍御三所物一通 作壽乗 アリ 一 金紋倶利伽羅龍御三所物一通 作光孝 地板赤銅魚々子裏哺金 光孝極 地板赤銅魚々子裏哺金 代金七枚 外二金貝之落紙包有之

八

以上